

奈良県広域水道企業団設立準備幹事会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約（以下「規約」という。）第4条第2項の規定に基づき、奈良県広域水道企業団設立準備幹事会（以下「幹事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(幹事会の所掌する事務)

第2条 幹事会は、規約第4条第1項の事務に関する事項について、協議・調整を行い、奈良県広域水道企業団設立準備協議会（以下「協議会」という。）に報告を行うものとする。

(幹事会の組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる構成員で組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に、幹事長1名及び副幹事長3名を置く。

- 2 幹事長は、奈良県水道局長の職にある者をもって充てる。
- 3 副幹事長は、奈良市公営企業管理者、橿原市上下水道部長及び生駒市水道事業管理者の職にある者をもって充てる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長の職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

- 2 幹事長は、会議の議長となる。
- 3 幹事会の構成員は、やむを得ない場合は代理人の出席を認めるものとする。
- 4 第2条の事務を遂行するために必要と認められる場合は、有識者等に対し会議に出席を求めて意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(経費の支弁の方法)

第8条 第2条の事務の執行に要する費用は、奈良県水道局が負担する。ただし、構成団体に属する職員の参加に係る経費（旅費等）については、その属する構成団体が負担する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営等に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。

別表（第3条関係）

奈良県水道局長	斑鳩町都市建設部長
奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課長	安堵町上下水道課長
奈良市公営企業管理者	川西町事業課長
大和高田市上下水道部長	三宅町まちづくり推進部長
天理市上下水道局長	田原本町上下水道部長
橿原市上下水道部長	高取町事業課長
桜井市上下水道部長	明日香村地域づくり課長
五條市水道局長	上牧町都市環境部長
御所市水道局長	王寺町水道部長
生駒市水道事業管理者	広陵町事業部長
香芝市上下水道部長	河合町まちづくり推進部長
葛城市上下水道部長	吉野町暮らし環境整備課長
宇陀市水道局長	大淀町上下水道部長
平群町事業部長	下市町上下水道課長
三郷町環境整備部長	奈良広域水質検査センター組合事務局長